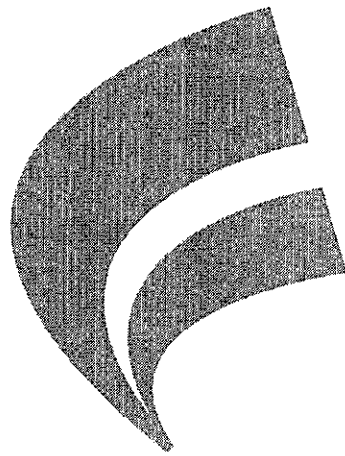


令和3年度 教育委員会

(第7回定例会)

開催日 令和3年10月7日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和3年度10月定例教育委員会会議日程

日時 令和3年10月7日(木)午後1時15分開会
場所 笛吹市役所市民窓口館302、303会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(10月議事録：久保田職務代理、中島委員)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

報告第8号

令和3年笛吹市議会第3回定例会の報告について

報告第9号

笛吹市スポーツ推進計画の策定について

報告第10号

笛吹市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第9号

笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱の制定について

議案第10号

笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱の制定について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和3年11月4日(木)
午後2時～ 市民窓口館302・303会議室

報告第8号（10月）

令和3年笛吹市議会第3回定例会の
報告について

教育委員会

令和3年 笛吹市議会 第3回定例会
 [議案に対する質疑及び代表質問]一覧

番号	会派名 質問者	質疑及び質問事項	備考
1	笛新会	1 山下市政の基本姿勢について	
		2 新型コロナウイルス感染症対策等について	
		3 産業・観光振興の取り組みについて	
		4 令和2年度決算について	
	武川 則幸 議員	5 子育て環境の充実整備について	
		6 農業の振興、農地の確保について	
		7 防災対策について	
		8 環境推進対策について	
		9 過疎法への対応について	
		10 文化財について	
		11 ドローンの活用について	
2	新風会	1 令和2年度決算について	
		2 多目的芝生グラウンド計画について	
		3 市民の安心・安全な生活を守る、遊休農地、空き家対策について	
	河野 正博 議員	4 公共事業の工期遅延とその対策について	
		5 令和2年度、防災対策について	
3	誠和会	1 令和2年度決算状況について	
		2 新型コロナ対策について	
		3 今年度の重点事業について	
	小林 始 議員	4 消費喚起キャンペーンについて	
4	公明党	1 気象庁等による地域気象防災支援について	
		2 災害時における聴覚障がい者への情報伝達について	
	渡辺 清美 議員	3 企業版ふるさと納税の活用について	
5	笛政クラブ	1 大雨による災害への対策について	
		2 国土強靱化に向けた今後の取組について	
		3 多目的芝生グラウンドの整備について	
	古屋 始芳 議員	4 笛吹みんなの広場の活用について	
		5 新型コロナウイルス感染拡大に対する今後の対策について	
6	日本共産党	1 菅自民党総裁退陣表明について、所感を問う	
	渡辺 正秀 議員	2 多目的芝生グラウンド計画について	

令和3年 笛吹市議会第3回定例会代表質問に関する質問及び回答

◎笛新会 武川 則幸 議員

5 子育て環境の充実整備について

(1)18歳未満で家族の介護などを担う子ども・若者、いわゆるヤングケアラーは、子どもたち自身が自覚しにくいことと、周囲が気づきにくい2つの問題点がある。市としての取り組みは。

答弁

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、詳細な現状把握が必要となります。

このたび、ヤングケアラーの実態を把握するため、県において、児童生徒や関係機関等を対象としたアンケート調査が実施されました。この調査結果も踏まえ、市としての支援策の検討を進めます。

あわせて、関係機関がヤングケアラーの概念や県の調査結果を正しく理解し、それぞれの立場で支援の在り方を検討するための研修会を予定しています。

小中学校では、遅刻や欠席が目立つ、授業中眠そうにしている、疲れた表情を見せているなど、子供たちを注意深く観察して早期発見に努めるとともに、子供が悩みを抱えたときのSOSの出し方に関する教育に取り組んでいます。

(3)専門インストラクターの効果的な指導による泳力向上と、屋内施設での安全安心で快適な水泳学習を目的にモデル事業として本年度初めて実施した、民間プールを使った水泳授業の、利用人員や指導方法などの状況は。

答弁

民間プール活用モデル事業は、5月下旬から32日間にわたり、石和北小学校、石和南小学校、石和東小学校の全児童513人を対象に実施しています。

授業では、担任教師、市担講師、非常勤講師のほか、水泳に特化した専門のインストラクターも指導に加わり、低学年では水かぶりやキックの練習、中、高学年ではクロールの息継ぎや平泳ぎの足の使い方など段階に応じたきめ細やかな指導を行っています。

(4)GIGAスクール構想について、他市では推進チームを発足させ、よりスムーズに授業でICT端末を活用する方法を検討しているが、本市でのICT機器利活用に関わる研究会・研修会の実施状況は。

答弁

ICT機器の利活用に係る研究会等については、校長会や教頭会、各学校の代表者で構成する市学力向上研究委員会を6月10日に開催し、ICT機器を効果的に授業に取り入れる実践例について意見を交わしました。

また、6月30日には、各学校の情報教育担当で構成する市ICT連絡会議を開催し、一人一台端末のコミュニケーションソフトを使った、授業で活用できるメッセージのやり取りや課題配布等の方法を学びました。

一方、各学校では校内研究会を開催し、コミュニケーションソフトのテレビ会議機能を用いたオンライン授業、一人一台端末を用いた教職員と児童生徒の間で行う宿題の配布や提出の方法など、より実践的な授業研究に取り組んでいます。

(5)文科省が令和3年度に、クラウド配信される学習者用デジタル教科書を提供し、教育効果を検証するとともに、提供に当たっての課題等を抽出し、課題の解決策を実証的に明らかにすることを目的とする「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を実施しているが、事業内容と笛吹市内の小・中学校の対応は。

答弁

事業内容は小学5・6年生と中学生が児童生徒用のデジタル教科書を1教科のみ試験的に利用し、文部科学省がデジタル教科書の教育効果を検証するものです。

本市では、小中学校16校が実証事業の指定を受け、本年5月中旬から従来の教科書と一人一台端末を活用したデジタル教科書の両方を使って授業を行っています。

(6) Wi-Fi環境のない家庭への対応は。

答弁

Wi-Fi環境が整備されていない家庭に対しては、市が保有するWi-Fiルーターを貸し出して対応しています。

(7) コロナ禍での経済情勢の悪化などによる子育て期の親の負担軽減のため、学校給食費の完全無償化に取り組む考えはないか、また、県内各市の動向は。

答弁

学校給食については、学校給食法で保護者に食材費の負担を求めているため、現時点では学校給食費の完全無償化について考えていませんが、全国の状況を注視していきます。

なお、県内各市の動向については、富士吉田市と甲州市の2市が完全無償化を実施しています。

(8) 現在、保護者等からの給食費の徴収を学校で行っているが、市の収納事務とすることで、教職員の負担を軽減することができると思うが対応は。

答弁

市が徴収管理業務を行う学校給食費の公会計化については、来年度からの運用開始に向け、現在、準備を進めているところです。

なお、教材費等の学校徴収金についても来年度から市が徴収業務を行い、教職員の負担軽減を図ります。

10 文化財について

(1) 4月に成立した、改正文化財保護法では無形文化財や無形民俗文化財に登録制度が新設され、幅広く保護されることになりました。

八代町米倉区では、江戸中期から明治42年ころまで行われ、その後途絶えていた「米倉人形三番叟」について保存会を中心に、平成2年に80年ぶりに復活を果たし、先人が創造した地域文化を新たな独自のスタイルで保存継承していくことに全力を挙げて取り組んでいます。

地域で長く受け継がれてきた祭りや民俗芸能には、過疎化や少子化に伴う担い手の減少などから、存続や継承が危ぶまれているものがあります。いったん途絶えてしまえば、再興は難しくなります。

文化財となることで、活性化や観光振興にもつながることも考えられるが、市の対応は。

答弁

令和3年6月の文化財保護法の改正により、これまで国の対象とならなかった無形文化財と無形民俗文化財が登録制度の対象に加わり、保護されていくこととなります。

今後は、石和町八田・川中島地区の道祖神祭りの「亀引き」のような伝統文化や桃の瓶詰づくりのような食文化の分野が、登録文化財として新たな保護の対象になり、地域づくりや観光資源として広く活用されることが期待されます。

市では、祭りや伝統文化の伝承団体、文化協会、区長会などに対して登録制度の周知を図るとともに、登録に向けた支援をしていきたいと考えています。

◎誠和会 小林 始 議員

2 新型コロナ対策について

(6) 保育所・小学校・中学校・学童クラブの感染予防対策は。感染が確認された場合には。

答弁

保育所及び学童保育クラブは、県が示す「保育環境実現のための対策ガイドライン」に基づき、子ども同士の距離の確保、手洗いなどの手指衛生及び換気等の基本的な感染予防対策を徹底しています。

各施設において感染が確認された場合は、峡東保健所の指導を受け、施設全体の閉鎖や利用制限の措置及び施設内の消毒作業などを行うとともに、関係する保護者の皆様へ速やかに情報提供を行います。

また、小中学校は、国が示す「衛生管理マニュアル」に基づいて、地域の感染レベルに応じた感染予防対策を講じながら、授業や行事、部活動などを実施しています。

学校内において感染が確認された場合は、峡東保健所や学校医からの指導、助言を受け、市教育委員会が学校と協議した上で、学年閉鎖や休校などの措置をとります。

(7) 保育所や学校の先生や学童指導員の関係者へのワクチン接種の状況と予定は。

答弁

保育所や学校関係者については、一般枠とは別に優先枠を設けて接種を行いました。

接種状況については、9月10日時点で、2回目の接種を終了した保育所の職員は470人、接種率83.6パーセント、学童保育の職員は61人、接種率80.3パーセントです。

教職員は、9月8日時点で494人、接種率88.7パーセントです。

今後の接種は、一般枠で対応する予定です。

◎笛政クラブ 古屋 始芳 議員

5 新型コロナウイルス感染拡大に対する今後の対策について

(2) まん延防止等重点措置の適用期間中の小中学校と保育所の対応についての状況をお伺いします。

答弁

まず、小中学校の状況についてです。

山梨県教育委員会の要請を受け、まん延防止等重点措置の9月12日までの期間については、小学校では、多目的室などの広い教室を活用する他、一つのクラスを2つのグループに分け、普通教室と特別教室の2か所に分割して授業を行いました。

また、中学校では、クラスを2つのグループに分け、生徒が1日おきに登校する分散登校による感染対策を実施しました。

次に、保育所の状況についてです。

県から保護者に対し、期間中の感染防止対策として、できる限り保育所等への登園を控え、家庭での保育を検討していただきたい旨のお願いがありました。

このことを受け、本市では、保育所だより等により、仕事が早く終わった際の早めのお迎えや、仕事が休みの際の家庭での保育について、可能な限りの協力を保護者の皆様にお願ひしました。

保育所では、保護者の皆様の御理解をいただき、感染リスクの軽減を図りながら、感染防止対策を万全に実施しています。

令和3年 笛吹市議会 第3回定例会
 [議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	備考
1	中川 秀哉 議員	1 笛吹市の若年層向け新型コロナワクチン接種体制について	
		2 デジタル社会を見据え庁内WEB会議の導入について	
2	落合 俊美 議員	1 通学路の危険箇所点検と対応について	
		2 鳥獣害対策について	
3	山田 宏司 議員	1 小学校の災害時避難マニュアルについて	
		2 農産物の種苗保護について	
4	岡 由子 議員	1 水害に備えるために浸水想定区域に浸水深表示を	
		2 共生社会実現のための「乙女温泉」などの取組みを	
5	野澤 今朝幸 議員	1 パートナーシップ制度の導入のための検討を	
		2 多目的芝生グラウンド整備の進め方について	
6	河野 智子 議員	1 子どもへのコロナ対策は	
		2 交通弱者に対する更なる支援を求める	

令和3年 笛吹市議会第3回定例会一般質問に関する質問及び回答

◎申川 秀哉 議員

1 笛吹市の若年層向け新型コロナワクチン接種体制について伺う

(2)小中高の夏休み明け新学期以降、学校における感染症防止対策は。

答弁

学校における感染拡大防止対策は、まん延防止等重点措置の実施期間とされた9月12日まで、県教育委員会の要請に基づいて実施しました。

小学校では、身体的距離を確保するため、多目的室などの広い教室を活用するほか、1つのクラスを2つのグループに分け、普通教室と特別教室の2か所に分割して授業を行いました。

中学校では、特別教室の確保ができないことからクラスを2つのグループに分け、生徒が1日おきに登校する分散登校を実施しました。

また、部活動については、教育大会等に参加する部は、感染防止対策を徹底した上で1時間30分程度の活動を実施しています。学園祭については、まん延防止等重点措置の期間に当たるため、9月下旬に延期しました。

まん延防止等重点措置が解除となった9月13日以降については、県教育委員会の要請に基づき、文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って通常授業を実施しています。

また、家庭内感染が増えている現状を踏まえ、市教育委員会と学校から家庭での感染防止対策の徹底を保護者に周知し、協力を求めています。

なお、笛吹高校においては、登校する生徒の人数を通常の3分の2以下に抑えるため、3日のうち1日をオンライン授業とする分散登校を実施したとのことです。

◎落合 俊美 議員

1 通学路の危険箇所点検と対応について

(1)いつどのような体制でどこを実施したのか。

答弁

6月28日、千葉県八街市で児童5人が死傷した痛ましい事故を受け、7月21日に、市長をはじめ、教育委員会、建設部、市民環境部、総合政策部などの職員が、緊急に対応が必要と思われる11箇所を対象に「緊急点検」を実施しました。

また、例年、教育委員会では、笛吹市通学路交通安全プログラムに基づき、各学校がPTA等と連携して市内全学区の通学路を点検し、教育委員会が取りまとめ、道路管理者や笛吹警察署、PTA、校長会の代表で構成する市通学路安全推進協議会で情報共有し、緊急性が高く複数の機関が関係する危険箇所について「合同点検」を実施しています。

本年度は、国・県の依頼を受け、合同点検を9月15日に前倒しして実施しました。

(2)点検の結果、危険箇所は何か所でどのような内容が多いか。

答弁

各学校から報告のあった危険箇所は、市の関係部署で実施した緊急点検と市通学路安全推進協議会で実施した合同点検を合わせて121箇所でした。

報告では、道幅が狭くスピードを出す車両が多い、横断歩道や路側帯の白線やグリーンベルトの色が消えかかっている、新たにグリーンベルトの設置が必要、といった内容が多く挙げられています。

(3)危険箇所への対応は。

答弁

緊急点検と合同点検の結果、路側帯の白線の塗り直しや破損している車線分離ポールの修繕、通学路であることの注意喚起の看板設置等、緊急に対策が可能な箇所については、既に対応済み又は対応中です。

また、枝や草が伸びて通学の妨げになっている箇所があり、一部については学校で対応しているほか、畑については、農業委員会を通して伐採や草刈りの協力を要請しています。

その他、グリーンベルトや横断歩道等の塗り直し、各種注意喚起 看板の設置等、早急に対応が必要な箇所について、設置工事や塗装、看板作成に係る経費を9月議会の補正予算に計上しています。

(4)危険箇所の注意喚起周知方法は。

答弁

各学校では、学校安全計画に基づいて安全教育を計画的に実施するとともに、交通事故を回避するために、日頃から登校指導をとおして児童生徒に危険箇所を周知し注意を促しています。

また、ドライバーに対しては、危険箇所に通学路注意等の看板を設置することで安全運転の注意を喚起し、保護者や地域の見守り隊に対しては、各学校の通知やPTAの会議等を通じて危険箇所を周知し、見守りの協力をお願いしています。

○山田 宏司 議員

1 小学校の災害時避難マニュアルについて

(1)下校時に震度5以上の地震が起こった場合、学校が近かった場合には学校へ行き、家が近かったら家へ戻るとありますが、地震の恐怖でパニック状態になっている児童に震度5以上の地震かどうかをどうやって判断させるのか。

答弁

児童には、授業の中で震度5以上の揺れは強い揺れのため電柱が揺れるのがわかり、立つことも歩くことも難しい状態であると説明しています。また、起震車により震度5の揺れを体験している学校もあります。

登下校中に大きな地震が発生した時には、想定外の事態に動揺し、パニックが起こることも考えられるため、予告なしの避難訓練やシェイクアウト訓練等を計画的に実施し、体験を重ねることでより落ち着いた行動がとれるよう指導しています。

(2)地震の時には地域によって危険性が違います。市街地では塀や建物の倒壊、山地では落石や土砂崩れ、笛吹川以西では液状化、笛吹市は果樹地帯が多くぶどう棚の倒壊が予想されます。地域によって違う危険性を児童へ周知は出来ているのか。

答弁

各学校では、学校や地域の実情を踏まえて、災害等を想定した危機管理マニュアルを作成しています。

市内の小学校には、所在地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されている学校もあり、それらの災害に対応した避難確保計画を作成し、水害や土砂災害を想定した避難訓練を実施しています。

また、建造物等が密集している市街地では、地震によりブロック塀の倒壊や看板などの落下が想定されるため、これらの構造物から離れるよう指導しています。

(3)過去にあった災害での被害や教訓などを児童、保護者、教職員で共有しているのか。

答弁

学校では、保護者への引き渡し訓練の際に、過去にあった災害の話をしています。また、過去の災害における教訓を踏まえ、児童、保護者、教職員が連携して防災マニュアルや防災マップを作成し、避難行動を共有して災害に備えている学校もあります。

今後、有事に備えて各家庭で作成する「わが家の災害時行動計画」を学校教育でも活用し、児童、保護者、教職員が一体となって防災意識を高めていきます。

◎岡 由子 議員

2 共生社会実現のための「乙女温泉」などの取組みを

(2)障がい者スポーツ推進の観点から、障がい者が利用できる施設はありますか。

答弁

市内には、障がい者専用のスポーツ施設はありませんが、車いすの利用を前提としたトイレ等がバリアフリー化されているスポーツ施設として、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館、若彦路ふれあいスポーツ館、境川スポーツセンター体育館及び春日居スポーツ広場があります。

◎河野 智子 議員

1 子どもへのコロナ対策は

(1)12歳以上の子どものワクチン接種の終了見込及びすべての年齢のワクチン接種終了見込はいつか。

答弁

12歳以上の子どものワクチン接種については、9月15日から接種の予約を、10月2日から接種を開始し、10月末に終了する見込みです。また、全ての年齢の希望者へのワクチン接種については、11月中の終了を見込んでいます。

(2)子どもと接する機会が多い小中学校の教師、保育士、学童保育指導員等のワクチン接種状況は。

答弁

学校関係者や保育士については、一般枠とは別に優先枠を設けて接種を行いました。

教職員は、9月8日時点で1回接種者は515人、接種率92.4パーセント、2回接種者は494人、88.7パーセントです。

(3)登校・登園時の健康観察はどのように行っているか。

答弁

小中学校では、毎朝子どもたちから提出された検温カードをチェックしたのち、朝の会で健康観察を行っています。

また、保育所では、家庭での毎朝の検温、体調確認及び健康チェック表への記入をお願いするとともに、登園時においては、職員がチェック表の確認、目視による園児の健康観察を行い、必要に応じて保護者から聞き取りを行っています。

(4)家族に体調不良の人がいた場合、どのように対処しているか。

答弁

小中学校では、家族に発熱等の症状がある場合には、まん延防止等重点措置に伴う県の要請を受け、保護者に子どもたちの登校を見合わせるようお願いしました。

保育所では、家庭での保育が困難な場合は、園児をお預かりしますが、なるべく他の園児との接触を控え、通常より検温、健康観察の回数を増やして保育を行っています。

(5)登校・登園時、子ども本人が発熱・体調不良等の場合、どのように対応しているか。

答弁

小中学校では、専用のスペースを設け、検温、健康観察を行うとともに、速やかに保護者に連絡をして迎えに来てもらい、必要に応じて医療機関の受診をお願いしています。

保育所においても、速やかに保護者へ連絡し、園児の迎えを依頼します。迎えが来るまでの間は、他の園児と別の場所で職員が健康観察を行います。

(6)学校において、コロナウイルスに感染しないためにはどうすればいいか、子ども達が学ぶ機会があるか。

答弁

学校では、朝の会や帰りの会、給食指導、学級活動や保健指導をはじめ、教育活動全体をとおして、新型コロナウイルス感染症の予防に関する資料等を活用して、うがい、手洗い、マスクの徹底などを指導しています。

(7)長引くコロナ禍で、子どもの不安な気持ちに寄り添うための対応はどうしているか。

答弁

学校では、教職員が子どもたちの心の変化を見逃さないよう注意深く観察し、気付いたことを職員間で共有するとともに、声かけや心配事に耳を傾けるなど、きめ細かな支援を行っています。

また、専門的な支援が必要な場合は、各学校に配置されているスクールカウンセラーにつなげ、相談に応じています。

保育所での園児の様子は、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せない中であっても、不安な様子を見せることなく、普段と変わらず無邪気に日常生活を送っています。今後も園児たちの様子をしっかりと観察し、わずかな変化も見逃すことのないよう努めていきます。

(8)感染が拡大する中、半分は登校し、半分はリモートで授業を行う、ハイブリッド授業をしているところもある。感染の長期化、再拡大した場合、リモートでの授業も考えないとならないが、準備は出来ているか。

答弁

リモート授業の準備については、大型モニターや一人一台端末、校内無線 LAN 等、ハード面の整備は終了しています。

一方、ソフト面では、夏季休業中に ICT を活用した校内研修を行うとともに、まん延防止等重点措置期間には、分割授業等を行った一部のクラスで校内でのリモート授業を実施しました。

現在、コロナ禍でやむを得ず登校できない児童生徒の家庭と学校をつなぐリモート授業を10月から開始できるよう、準備を進めています。

(9)オンライン授業をするため、インターネット環境のない家庭には、Wi-Fi ルーターを貸し出すということで、市内の中学校で Wi-Fi 環境についてアンケートを行なったという話を聞いたが、アンケート結果はどうであったか。

答弁

昨年5月に家庭の ICT 環境について調査を実施し、93 パーセントの家庭で、Wi-Fi 環境が整備されていました。

(10)タブレットを持ち帰って破損させてしまった場合はどう対応するのか。

答弁

一人一台タブレットを万一破損させてしまった場合は、速やかに学校に報告するよう家庭にお願いしています。

(11)今回のまん延防止の措置により、中学校では一日おきに登校する分散登校となったと聞い

た。このやり方だと、生徒は給食を食べるのも一日おきとなる。コロナ禍で家庭によっては食事を食べることに苦勞している家庭もあり、学校での給食の役割は大きいと思う。今後、分散登校が必要になった場合、登校の仕方を午前・午後とし、それぞれの生徒が毎日給食を食べることができるような方法を取り入れてはどうか。

答弁

分散登校については、感染防止対策と分散登校による教育効果を総合的に勘案し、各学校の実態に即した対応が必要となります。

なお、分散登校が長期化した場合などは、給食の提供も含めて校長会と協議しながら登校方法を検討することとなります。

報告第9号（10月）

笛吹市スポーツ推進計画の策定について

※別冊資料

生涯学習課

報告第10号（10月）

笛吹市文化財保護審議会委員の委
嘱について

文化財課

笛吹市文化財保護審議会委員名簿

令和3年4月1日
～令和5年3月31日

役職	氏名	専門領域	職・委員等	住所
	石原 マサノリ 石原 正則	文化財一般	山梨県職員(元) 甲州市助役(元)	笛吹市
	小野 マサトシ 小野 伸夫	天然記念物 植物	樹木医・山梨県文化財巡視員	笛吹市
	北川 洋 キタカワ 洋	建造物	芦川町伝統的建造物群保存対策調査 委員(元) 南アルプス市文化財保護審議委員	山梨市
	高橋 オサム タカハシ オサム	近世史 博物館学	東京女子大学准教授	甲府市
	長澤 宏昌 ナガサワ ヒロマサ	考古学 博物館学	山梨県埋蔵文化財センター職員(元)	笛吹市
	新津 健 ニイツ タクシ	考古学 史跡整備	山梨県埋蔵文化財センター職員(元) 南アルプス市文化財保護審議委員	甲斐市
	古屋 マサヒロ フルヤ マサヒロ	神道 有職故実	浅間神社宮司	笛吹市
	宮城 栄徳 ミヤキ 栄徳	民俗・仏事	釈迦堂遺跡博物館運営委員	笛吹市
	柳本伊左雄 ヤナギモトイサオ	仏像(彫刻) 寺院建築	身延山大学教授(元)、彫刻家	南巨摩郡 身延町

事務局

職名	氏名
文化財課長	望月和幸
文化財担当リーダー	瀬田正明
文化財担当	内田裕一
国分寺跡整備担当 リーダー	松本京子
国分寺跡整備担当	江草俊作

議案第9号（10月）

笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱の制定について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(令和3年 笛吹市告示第 号) 笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱
趣旨 目的	学校、家庭及び地域が連携し、教育の推進を図るため、笛吹市立小中学校 PTA 連合会に補助金を交付することに伴い、本要綱を制定する。
概要	<p>当該補助金については、これまで笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則及び内規により決定及び交付をしてきたが、補助金交付事業の適切な執行のため、補助事業や補助金交付額等について明確化する。</p> <p>なお、補助金の手続きに関しては、これまでどおり笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則を準用して行う。</p>
経過	本来、各補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行うところであるが、PTA 連合会活動費に係る補助金については、これまで内規に基づき交付を行っていた。今回、要綱が未制定であったことが判明したため、補助内容等を明文化し、本要綱を制定することとなった。
関係 法令	笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号)
予算 措置	令和3年度当初予算計上(760千円)
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校、家庭及び地域が連携し、教育の推進を図るため、笛吹市立小中学校PTA連合会(以下「連合会」という。)の実施する事業に対し補助金を交付することに関し、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内とし、76万円を上限とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育懇談会の企画及び運営に関する事業
- (2) 教育振興のための研修会及び会議に関する事業
- (3) 市内各PTAの相互交流及び情報交換に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助金の交付請求)

第4条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた連合会が、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに笛吹市立小中学校PTA連合会活動費補助金交付請求書(別記様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに

なされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地
団体名
代表者名
連絡先

笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金について、笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

議案第10号（10月）

笛吹市教育協議会活動費補助金交付
要綱の制定について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(令和3年 笛吹市告示第 号) 笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱
趣旨 目的	市内の小中学校の教育振興を図るため、教育協議会に補助金を交付することに伴い、本要綱を制定する。
概要	<p>当該補助金については、これまで笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則及び内規により決定及び交付をしてきたが、補助金交付事業の適切な執行のため、補助事業や補助金交付額等について明確化する。</p> <p>なお、補助金の手続きに関しては、これまでどおり笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則を準用して行う。</p>
経過	本来、各補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行うところであるが、教育協議会に係る補助金については、これまで内規に基づき交付を行っていた。今回、要綱が未制定であったことが判明したため、補助内容等を明文化し、本要綱を制定することとなった。
関係 法令	笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号)
予算 措置	令和3年度当初予算計上(250千円)
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小中学校の教育振興を図るため、笛吹市教育協議会(以下「協議会」という。)の実施する事業に対し補助金を交付することに関し、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内とし、15万円を上限とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育研究及び文化的教養に関する事業
- (2) 児童生徒の社会的、文化的及び体育的な学習活動に関する事業
- (3) 対外的交渉に関する事業
- (4) 地域の教育力の向上に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助金の交付請求)

第4条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた協議会が、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに教育協議会活動費補助金交付請求書(別記様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地
団体名
代表者名
連絡先

教育協議会活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった教育協議会活動費補助金について、笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		